

モノタロウの延長保証 保証約款

モノタロウの延長保証（以下、「本保証」といいます。）は、株式会社 MonotaRO（以下、「弊社」といいます。）が、弊社でご購入いただいた本保証の対象商品（以下、「本商品」といいます。）に対し、本約款に基づき修理役務（以下、「保証修理」といいます。）を提供する保証サービスで、弊社と株式会社 AXIAS（以下、弊社と併せて「運営会社」といいます。）とが共同で管理、運営を行う弊社独自の保証サービスです。

お客様（事業者であり、弊社が「ご利用規約 事業者」に基づきユーザー登録を行った本サービスの利用者を指します。一般消費者は対象としておりません）は、本保証の加入登録が完了した時点（以下、「加入者」といいます。）で本約款に同意したものとします。

なお、やむを得ない事由がある場合、弊社ホームページ等で予め告知のうえで本約款を変更する場合があります。その場合には、変更後の約款に従い本保証が提供されるものとし、加入者は予めこれを承諾するものとします。

本約款に定めのない事項については、「ご利用規約 事業者用」を適用し、本約款と抵触する事項については本約款を優先して適用するものとします。

1. 加入登録

本保証の加入登録までの流れは次の通りです。

- (1) お客様が弊社サイトで本保証の注文をされた後、当該注文時にご登録いただいたメールアドレス宛に運営会社から連絡するものとします。
- (2) お客様は、前号の連絡内容に従って、本保証を付与する商品を登録してください。
- (3) 運営会社にて前号の登録商品が第2項で定める対象商品に該当することが確認でき次第、登録完了のお知らせ及び延長保証書を第1号のメールアドレス宛にご連絡させていただき、このメールがお客様に到着した時点で本保証の加入登録が完了したものとします。

2. 保証対象商品と保証期間について

本保証の対象商品は、対象商品のメーカーによる製品保証期間が1年以上有するもので、予め運営会社が定める商品とし、保証期間は、商品購入日から3年間、5年間、10年間が経過する前日までとします。（以下、「延長保証期間」といいます。）ただし、メーカーの製品保証期間中は、その製品保証が優先され、本保証の対象外期間となります。また、1年以上の製品保証がある場合でも、本保証の終了日は変わりません。

3. 保証内容および修理の依頼について

本保証は、本商品の延長保証期間中にメーカーの取扱説明書および注意ラベル等に記載の使用上の注意等に従って正しく使用している場合に生じた故障や不具合（以下、「自然故障」といいます。）に対して、本約款に従い、原則、無料で修理を行います。ただし、商品購入後の延長保証登録に不備、または、正しく登録いただけていない場合には、延長保証期間中であっても本保証の対象とはなりませんのでご注意ください。延長保証の登録内容は、加入情報サイトでご確認いただけます。

- (1) 本商品に自然故障が生じた場合には、加入者が本保証に加入した後、保証書に記載の連絡先に対して修理の依頼を行ってください（加入者からの連絡については、年末年始を除く、10時から18時の間で電話又はEメールで対応するものとします。ただし、Webからの申告に対しては、年末年始とシステムメンテナンスの時間を除き、原則24時間受付のみ承ります。なお、加入者が運営会社の了解を得ず、運営会社以外に直接修理の依頼をされた場合には、本保証の対象とはなりません。
- (2) 本商品がメーカーの規定する出張修理の対象製品である場合には、本保証の範囲で出張して修理を行います。出張修理の対象外商品の場合には、運営会社が指定する拠点まで加入者自身で本製品を送付いただいたうえで修理を行います。運営会社が指定する拠点まで送付いただく梱包材費等を含む往路に係る費用（片道）は加入者の負担となりますが、修理完了品の返却に係る復路の費用（片道）は、本保証に含まれます。
- (3) 本保証の1回の修理の限度額は、商品購入金額（税込）を上限（以下、「保証限度額」といいます。）とします。
- (4) 本商品の対象となる修理において、1回の修理費用（税込）が万が一保証限度額を超過する場合には、超過分の費用を加入者に負担いただくことで修理を続行します。ただし、加入者の超過負担による修理が完了した時点で本保証は終了となります。

なお、超過分の費用の精算方法は、事前に別途運営会社から加入者に案内された運営会社指定の口座へお振込みいただくか、または、代引き配送（修理品返送時）にて賜ります。出張修理の場合には、この限りではありません。

4. 代替品について

本商品の修理が不可能な場合（メーカーによる部品供給が不可能な場合等）や加入者から保証限度額を超過する費用負担をいただけない場合には、代替品（新品）を提供することで本保証の修理に代えさせていただきます。また、代替品を提供した時点で本保証は終了となります。

なお、代替品の提供にあたっては、加入者が商品を指示、選択することはできず、保証限度額から修理の検証に要した諸費用や本商品返却時の送料、代替品の送料、代替品の提供に関連して発生する諸費用と係る消費税を差し引いた金額（以下「代替品保証限度額」といいます。）の範囲で提供が可能なメーカーを問わない同種品を代替品として提供します。

- (1) 代替品は、新たに本保証に加入することはできません。
- (2) 提供する代替品が設置工事を伴う商品の場合、本商品の取外しや取付け、また、それに係る諸費用は、加入者の負担となります。
- (3) 本商品のリサイクル費用や廃棄費用は、加入者の負担となります。

5. 出張修理の対応について

対象商品がメーカーの規定する出張修理の対象製品である場合に限り出張して修理を行いません。ただし、そのメーカーが定める離島や遠隔地の場合には、本保証の修理に要する交通費・宿泊費等については、加入者の負担となりますので予めご了承ください。

6. 加入商品の変更について

メーカーの製品保証期間内の故障において、メーカーから本商品とは異なる製品が交換品として提供された場合には、すみやかに運営会社へ連絡してください。連絡のない場合には、延長保証期間内であっても本保証の対象とならない場合がございます。

7. 本保証の対象とはならない事項について

次のいずれかに該当する場合には、延長保証期間内でも本保証の対象とはならず、修理受付後に発生した送料、修理見積費用、技術費用、出張費用等の一切の費用は加入者の負担となります。

- (1) 本保証への加入の確認ができない場合。
- (2) 本保証書に記載された商品と修理依頼品とに相違がある場合もしくは、本保証の対象商品でない場合。

- (3) 本商品のメーカー保証書に定めるメーカー製品保証期間内の故障または損傷。
- (4) メーカーが取扱説明書等で定める同梱品類（ACアダプター、バッテリー、ケース、ストラップ、リモコン、クリーナー・ヘッド等を含む）、周辺機器・増設機器、ソフトウェア（OS・BIOS等を含む）、アクセサリ、消耗品等の本商品の本体以外に生じた故障または損傷（但し、壁取り付け型の固定式リモコンは本保証の対象部位とします。）。あるいは、本商品の本体以外のもに起因して生じた本商品の本体の故障または損傷。
- (5) メーカーが、その取扱説明書や保証書等で定める用法や限度を超える過酷な使用に起因した故障または損傷と判断した故障（モーターの焼きつき等）。
- (6) 本商品の修理等に伴い発生する、特殊な取付けや取外し作業、および設定等の復元（周辺機器含）等。
- (7) 本商品の取付け場所の移動、引っ越し、輸送、落下等によって生じた故障または損傷。
- (8) 修理品を送付いただく際の梱包不備や不適切な梱包方法等によって生じたいかなる故障や損傷。
- (9) 配線不良・配管工事の不良・据付け不良または、建築躯体・関連設備・それらの工事等に起因する本商品の故障または損傷。
- (10) 本商品が記憶装置を持つ商品である場合、その記憶されているデータおよびデータの復元等。
- (11) 本商品のメンテナンス、消耗品の交換等の作業。
 - ① メンテナンス、検査、点検、清掃、部品交換を伴わない調整、手直し等。また、リカバリー等の設定で完了する作業。
 - ② フィルター・バッテリー・インクカートリッジ・廃インクタンク・吸収材等のメーカーが定める消耗品の交換作業。
 - ③ 一定期間（一定回数）使用した際に必要となるメンテナンスや部品交換およびそれに係る作業。また、そのメンテナンスや部品交換を怠ったことによって生じた故障または損傷。
 - ④ 本商品が電気温水器の場合には、安全弁・減圧弁は、保証の対象部位とします。
- (12) 直接または間接、故意または過失の有無を問わず、次の事由によって生じた本商品の故障または損傷。
 - ① 落下、衝撃等の外圧または水濡れ、冠水、腐食、電池の液漏れ等によって生じた故障、錆、カビ、傷等および埃、虫等の異物混入に起因する故障。
 - ② 使用上の誤り（取扱説明書記載以外の使用）または、純正部品以外の部品を使用した修理および改造。
 - ③ 本体の消耗・摩滅・破損・亀裂・割れ・変質・変形・変色・その他類似の事由。（ネジの緩み、ネジの脱落、電池蓋の爪折れ、ヒンジの緩みおよび破損、キートップ外れ、レール破損等）
 - ④ 詰まりによる故障やストレーナおよびフィルター等の清掃、スケールや沈殿物の排出等にかかる費用。
 - ⑤ 給排水管の故障または、損傷および給排水管の水漏れ等に起因する故障または損傷。
 - ⑥ 戦争（宣戦の有無を問わず）、外国の武力行使、革命、内乱その他これらに類似の事変に起因する故障または損傷。
 - ⑦ 地震・噴火・津波・地盤変動・地盤沈下・風害・水害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害および異常電圧に起因する故障または損傷。
 - ⑧ 火災・落雷・破裂・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由に起因する故障または損傷。
 - ⑨ 劣化した燃料の使用または、取扱説明書で指定されている以外の燃料の使用に起因する故障または損傷。
 - ⑩ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性、その他の有害な特性、または、これらの特性による故障または損傷。（核燃料物質には使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には原子核生成物を含みます。）
- (13) 本商品のメーカーがリコール宣言を行った後のリコール部品及びリコール部位に起因する本製品の故障または損傷。
- (14) 本商品の修理を依頼された際、次の事由において生じた修理技術費用、修理見積費用、運送費用、出張費用、部品代その他のすべての諸費用。
 - ① 申告された故障が再現されない場合。
 - ② 本商品をお預かりしたあとで本保証の対象とならない故障および損傷であることが判明した場合。
 - ③ 加入者の都合によって修理を実施しない場合または、修理の依頼をキャンセルした場合。
- (15) 本商品が日本国外にある場合や日本国外から修理の依頼をされた場合。

8. 修理後の不具合等の瑕疵について

本保証に基づき本商品の保証修理が完了した日から起算して、3か月以内に同一症状・同一箇所再度故障が発生した場合は、この期間内に運営会社へ連絡してください。この場合、本商品の状態を確認の上、無償で再修理等を行います。この期間を過ぎて連絡された場合、再修理等の対象外となることを予めご了承ください。

9. 損害について

次の損害は、本保証の対象とはなりません。

- (1) 本商品の故障または損傷に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡を含みます）。
- (2) 本商品の故障または損傷に起因して他の財物（ソフトウェア、データ類を含む）に生じた故障もしくは、損傷等の損害。
- (3) 本商品の故障または損傷に起因して本商品その他の財物が使用できないことにより生じた損害。

10. その他

- (1) 本保証は、製造物責任法第3条の責に任ずるものではありません。
- (2) 本保証は、中途での変更や解約はできません。
- (3) 故障および損害の認定等について運営会社と加入者の間で見解の相違が生じた場合は、運営会社を通じて第三者の意見を求めることがあります。
- (4) 本保証は、日本国内においてのみ有効です。

11. 個人情報の取扱いについて

運営会社は、加入者に提供いただいた個人情報を保管、使用して本保証の履行を行います。修理（代替品の提供含）の際には、対象商品のメーカーや修理事業会社、運送会社とで共有させていただきますので予めご了承ください。

なお、不正アクセス、紛失、改ざん、漏えいなどが起きないように、細心の注意をもって安全対策を施し、適切に取扱います。